

別紙4 部活動について

1 段階的に通常の活動へ移行

- (1) 段階的な再開の期間を経て、児童生徒の心身の回復状況や実際の活動の様子を把握した上で、可能な限り感染症対策を行い、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 6月20日以降は休日の活動を可能とする。また、6月27日以降は他校との練習試合や合同練習会、合同発表会等を行うことも可能とする。その際、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- (3) 当面の間、児童生徒の感染リスク等を避けるため宿泊を伴う県内外遠征、合宿は行わないこととする。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期 間	6月15日から26日		6月27日から7月3日	7月4日以降
期分け	適応期		試合再開準備期	試合再開期
目 的	基礎体力の再構築 技術練習	基礎体力の向上 技術練習	専門体力の再構築 技術練習	専門体力の向上 技術練習
強 度	70%程度	80%程度	90%程度	100%程度
活動時間	90分まで	90分まで	長野県の部活動方針による	

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染症対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ① 代替大会等の参加については、部活動再開の際と同様に、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とにならないように十分に配慮する。
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ① 児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。
- ② 各競技において特性に応じたガイドラインが中央競技団体から示されている場合は、それに従って活動すること。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ① 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。
- ② 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ③ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) その他

- ① 児童生徒の健康、安全を確保するため対外運動競技等の参加に向けて、健康診断を早期に実施する。
- ② 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。